

令和8年度沖縄県宿泊需給最適化検討事業  
企画提案仕様書

本公募は令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

**1. 委託業務名**

令和8年度沖縄県宿泊需給最適化検討事業

**2. 業務期間**

契約締結の日から令和9年3月31日まで

**3. 業務目的**

沖縄県内の宿泊施設数は平成以降右肩上がり増加しており、需給バランスの実態把握の必要性や地域ごとの偏在が課題となっていることから、県内宿泊施設の偏在緩和及び適正配置の促進を図る必要がある。

本業務は、県内宿泊施設の施設数、稼働率等の網羅的な情報整理、人流データ等を基にした各地域における需給バランスの現状把握に必要な調査、分析を行うとともに、有識者や観光業界関係者等からなる検討委員会を設置、運営し、その協議結果の取り纏めを行う。

**4. 業務内容及び提案事項**

次の(1)～(3)の具体的な内容について企画提案すること。

また、(1)～(3)のほか、本業務を行う上で効果的であると思われる取組などがあれば提案すること。

(1) 沖縄県宿泊需給最適化検討委員会（仮称）の設置・運営

有識者、観光業界関係者等からなる検討委員会を設置し、実態把握に必要な情報等の整理と調査手法、需給バランスの最適化に向けた方策等の協議を行うため、会議の運営支援を行う。

- ① 委員等との開催日時の調整、案内
- ② 会議資料の作成、印刷、配布
- ③ 会場の確保・準備、受付等会議運営全般
- ④ 会議録（概要版及び詳細版）の作成、及び委員への報酬等の支払い
- ⑤ その他、会議の運営にあたり県が指示する事項

※ 会議の開催回数は4回程度、委員は5名から8名程度を想定（1回あたり2時間以内）。対面のみでなく、オンライン出席の対応も想定すること。

## (2) 検討委員会の協議に必要な調査・情報の収集

県内宿泊施設に係る実態調査（軒数、収容人員数、客室稼働率、客室単価等）、観光客の動向に関する調査及び分析、県内市町村（離島含む）や宿泊施設等へのヒアリング等を行う。

調査にあたっては、各種統計の公表資料の他、ヒアリング、アンケート等効果的な手法を検討するとともに、検討委員会における協議の内容を考慮すること。

なお、県や国等関係機関・団体が実施する他の調査結果の活用や連携等により、効果的且つ効率的な実施も検討すること。

## (3) 調査結果及び検討委員会の協議内容の整理

上記(1)及び(2)の内容を整理し、県内宿泊施設の偏在緩和及び適正配置の促進ための施策促進に繋げるための報告書等を作成する。

報告書等の作成にあたっては、宿泊施設の軒数や所在と、観光客の移動ルートや滞在場所等を整理し、全体像の把握と具体的方策に繋げる視点を持つほか、検討委員会での協議結果を反映すること。

## 5. 経費限度額

提案額は11,985千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

※ 企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

※ 提案額の積算にあたっては、【様式4別紙】の留意事項を確認すること。

## 6. 成果品

業務の成果として、以下を提出すること。

- (1) 委託業務実績報告書（2部）
- (2) 会議及び調査内容等をまとめた事業報告書（20部）
- (3) 上記(1)、(2)の電子データ

## 7. 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に契約額の範囲内で、業務実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託料の支払については、委託業務に係る経費の支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書など）を沖縄県が検査し、精算額として確定させた上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。

- (4) 委託業務にかかる経費の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施にあたって、財産の取得は認めない。

## 8. 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲及び再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」に示したものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

<簡易な業務>

- ① 資料の収集・整理
- ② 海外事例等資料の翻訳
- ③ 複写・印刷・製本
- ④ 原稿・データの入力及び集計
- ⑤ その他単純作業であり、かつ事業執行の判断に影響を及ぼさない業務

## 9. その他

- (1) 本事業において作成されるデータ及び報告書等の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (2) 本仕様書に記載している業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合があるため、留意すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。